



◎◎◎ 労務不能と認められた期間が経過した後に証明してください。全ての項目を証明してください。

A 患者氏名		○井 ○郎	
B 傷病名	(1)	右足関節骨折	発病(負傷)の年月日
	(2)		
C 労務不能と認められた期間		平成 25 年 4 月 9 日から 平成 25 年 4 月 30 日まで	22 日間
D 発病(負傷)の原因		右足強打	
E 入院期間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間入院
F 療養費用の別		健保 自費・公費( )・その他	
G 転帰		治療・繰越・中止・転医	
H 診療実日数	7 日	① 診療日を〇で囲んでください。	
I 労務不能と認められた期間に行った診療内容			
・投薬の有無: <input checked="" type="checkbox"/> あり (22日分) <input type="checkbox"/> なし ・通院指導の有無: <input checked="" type="checkbox"/> あり (6回) <input type="checkbox"/> なし (理由 ) ・療養の指示内容・経過概要 (検査や手術など、できるだけ詳しく記入してください。) <b>上記傷病による疼痛と腫張著しい。固定用伸縮帯による外固定と薬物療法をおこない、経過観察中である。</b> ・症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見 <b>痛みと腫れから体動困難であり、労務不能であったと認める。</b>			
K 障害年金診断書について		診断書の記載	あり・なし
		診断書の傷病名	
		受診状況等説明書の記載	あり・なし
上記のとおり相違ありません。平成 25 年 5 月 2 日			
医療機関の所在地 東京都大田区○町○-○-○			
名称 ○△病院			
医師の氏名印 △杉○藏			

療養を担当した医師の証明を受けてください。

◎ 治療期間ではなく、療養のため就労できなかったと認められる期間とその日数を記入してください。

① 症状および経過、労務不能と認められた医学的な所見を詳しく記入してください。

◎ 労務に服さなかった期間が経過した後に証明してください。全ての項目を証明してください。

① 労務に服さなかった期間	平成 25 年 4 月 9 日から 平成 25 年 4 月 30 日まで (22 日間)	② ①の期間の出勤日数と有給日数	出勤日数 0 日間 有給日数 1 日間
③ 給与の種類	月給 日給月給・日給 時間給・その他( )	④ 給与締切日と給与支給日	固定給 月末 日締、当月・翌月 25 日支払 非固定給 月末 日締、当月・翌月 25 日支払
⑤ 欠勤控除の有無	あり・なし	⑥ ⑤「あり」の場合、精算方法	当月給与・翌月給与・その他( )
⑦ ⑤「あり」の場合、欠勤控除の算出方法	$300,000円 \div 21日 \times 14日 = 200,000円$ (固定給) (稼働日数) (欠勤日数)		
⑧ 通勤手当の支給の有無	あり・なし		
⑨ ⑧「あり」の場合、期間、金額、精算の有無	4 月 1 日 ~ 9 月 30 日分	60,000 円	精算する・精算しない
⑩ 現物給与の有無	あり・なし	⑪ ⑩「あり」の場合、現物給与の名称、金額	円
⑫ ①の期間を含む給与締切日に支払われた報酬について 【月給者・日給月給者・日給者】→ 固定給・日給以外の報酬を記入してください。【時給者】→ 時間内・時間外手当以外の報酬を記入してください。			
報酬の名称	期間	支給額	支給額
時間外勤務手当	4 月 1 日 ~ 4 月 30 日分	20,000円	
休日出勤手当		20,000円	
上記のとおり相違ないことを証明します。平成 25 年 5 月 9 日			
事業所の所在地 東京都中央区○町 1-2			
名称 ○○○○ 株式会社			
事業主の氏名印 ○町 ○-			

お勤め先の事業主の証明を受けてください。資格喪失日以降の申請期間については、空欄で提出してください。

【事業主の添付書類】  
第一回申請時には、労務に服さなかった期間を含む賃金計算期間とその期間前1ヵ月分の「賃金台帳」と「出勤簿」の写しを添付してください。  
第二回以降の申請には、労務に服さなかった期間を含む賃金計算期間の「賃金台帳」と「出勤簿」の写しを添付してください。

③ 該当する給与の種類を○で囲んでください。

- ・月給とは、公休日が給与補償されている方であり、次のような欠勤控除をされている方が該当します。  
例1) 固定給 ÷ 暦日数 × 欠勤日数      例2) 固定給 × ○% × 欠勤日数 など
- ・日給月給とは、公休日が給与補償されていない方であり、次のような欠勤控除をされている方が該当します。  
例) 固定給 ÷ 稼働日数 × 欠勤日数 など

【事業主の添付書類】

第一回申請時には、労務に服さなかった期間を含む賃金計算期間とその期間前1ヵ月分の「賃金台帳」と「出勤簿」の写しを添付してください。  
第二回以降の申請には、労務に服さなかった期間を含む賃金計算期間の「賃金台帳」と「出勤簿」の写しを添付してください。

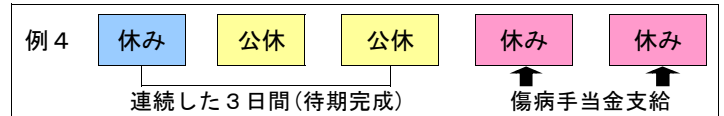
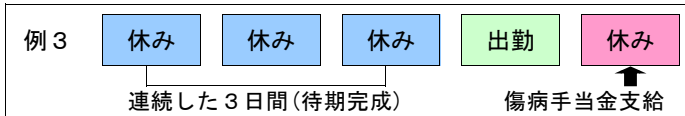
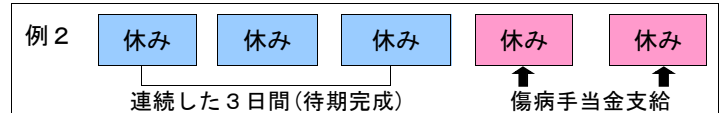
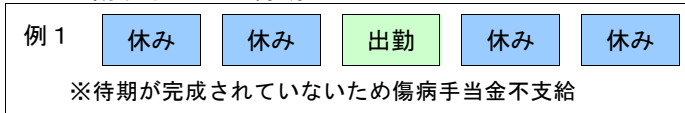
# 傷病手当金の支給要件等

## ■ 支給を受ける条件

被保険者が病気やけがの療養のため仕事を休み、給与を受けられないなど、次の条件を満たした場合は、傷病手当金が支給されます。

1. 業務外の事由による病気やけがのため療養中であること
2. 仕事につけないこと（労務不能）  
労務不能の判定は、療養を担当した医師の意見を基に被保険者の従事する業務の種別を考慮し、本来の業務に耐えられるか否かを基準として行います。
3. 連続する3日間を含み、4日以上労務に服せなかったこと  
業務外の事由による病気やけがのため労務に服することができなくなってから休んだ日が連続して3日間あり、4日目を以降労務に服せなかった日ごとに支給されます。この連続して休んだ3日間を「待期」といい、待期が完成していないと傷病手当金は支給されません。

## ★ 傷病手当金の待期



- (注1) 就労時間中に業務外の事由で発生した傷病について労務不能となった場合は、その日を待期期間の初日として起算されます。  
(注2) 土日、祝日の公休日でも待期期間中に算入されます。

4. 給与（報酬）の支払いがないこと  
休んだ期間について、給与の支払いがない場合に支給されますが、給与の支払いがあっても傷病手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。

## <資格喪失後の継続給付について>

被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日（退職日等）に傷病手当金の支給を受けているか、受けられる状態（上記1～3の条件を満たしている）であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。

## ■ 支給期間と支給額

### 1. 支給期間

傷病手当金は支給開始日から最長で1年6ヵ月の期間で、支給要件を満たした期間について支給されます。支給開始日は、実際に傷病手当金の支給が開始された日で、これを起算日としています。例えば、労務不能のため仕事を休み3日間の待期を完成して、4日目も労務不能のため仕事を休み、給与（報酬）の支払いを受けない場合は、4日目から支給され、その日が起算日となります。また、給与（報酬）の支払いを受けることにより傷病手当金の支給を受けることができなかった場合には、給与の支給がなくなった、または傷病手当金の額より少ない額の給与が支給されるに至った日から傷病手当金の支給が開始され、その支給開始日が起算日となります。

### 2. 支給額

1日あたりの支給額は、支給開始日以前の継続した12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額を30で割った日額の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）です。給与の支払いがあって、その給与が傷病手当金の額より少ない場合は、傷病手当金と給与の差額が支給されます。被保険者期間が12ヶ月に満たない場合は、次のいずれか低い額の3分の2相当額で計算します。

- ・支給開始日の属する月以前の被保険者期間の標準報酬月額の平均した額の日額
- ・支給開始日の属する年度の前年度の三井健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額の日額

- 出産手当金を同時に受けられるとき  
傷病手当金と出産手当金を同時に受けられる場合は、出産手当金の支給が優先し、その間、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を支給することになります。
- 障害年金または障害手当金を受けるようになったとき  
傷病手当金を受けられる期間が残っていた場合でも、同一の傷病等による厚生年金保険の障害厚生年金が障害手当金を受けるようになったときは、傷病手当金は打ち切られます。ただし、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金が支給されるときはその合算額）の360分の1が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達することとなる日までの間、傷病手当金は支給されません。
- 老齢退職年金を受けるようになったとき  
退職後に傷病手当金の継続給付を受けている方が、老齢退職年金を受けるときは、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金の額の360分の1が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。
- 労災保険から休業（補償）給付を受けているとき  
労災保険から休業（補償）給付を受けている期間に、業務外の理由による病気やけがのために労務不能となった場合は、その期間中傷病手当金は支給されません。ただし、休業（補償）給付の日額が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。